

雇 児 発 0 3 3 1 第 3 0 号
平 成 2 7 年 3 月 3 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」の一部改正について

標記について、「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」（平成22年7月22日付け雇児発0722第6号本職通知。以下「本職通知」という。）により実施されているところであるが、今般、本職通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日より適用することとしたので、御留意の上、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 改正内容

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の改正による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）が施行されることに伴い、指定保育士養成施設における保育士資格取得者の就職状況について、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業に就職した人数を把握する必要があることから、所要の措置を講じたこと。

2 施行期日

平成27年4月1日。なお、改正後の様式による報告は平成27年度の業務報告からとする。

指定保育士養成施設の各年度における業務報告について 新旧対照表（下線部：変更箇所）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">雇児発 0722 第 6 号 平成 22 年 7 月 22 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発 0808 第 4 号 平成 25 年 8 月 8 日</p> <p style="text-align: right;"><u>一部改正 雇児発 0331 第 30 号</u> <u>平成 27 年 3 月 31 日</u></p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">指定保育士養成施設の各年度における業務報告について</p> <p>標記については、児童福祉法施行令第 5 条第 5 項の規定及び平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329031 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」により行われているところであるが、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件（平成 22 年厚生労働省告示第 278 号）が平成 23 年 4 月 1 日から適用されること等に伴い、児童福祉法施行規則第 6 条の 4 に規定する事項に係る様式を別紙のとおり定め、平成 23 年度分の業務報告から適用し、前記通知を廃止することとしたので通知したところ。</p> <p>ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に指定保育士養成施設に入所していた者</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0722 第 6 号 平成 22 年 7 月 22 日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 雇児発 0808 第 4 号 平成 25 年 8 月 8 日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">指定保育士養成施設の各年度における業務報告について</p> <p>標記については、児童福祉法施行令第 5 条第 5 項の規定及び平成 14 年 3 月 29 日雇児発第 0329031 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」により行われているところであるが、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件（平成 22 年厚生労働省告示第 278 号）が平成 23 年 4 月 1 日から適用されること等に伴い、児童福祉法施行規則第 6 条の 4 に規定する事項に係る様式を別紙のとおり定め、平成 23 年度分の業務報告から適用し、前記通知を廃止することとしたので通知したところ。</p> <p>ただし、平成 22 年 3 月 31 日以前に指定保育士養成施設に入所していた者</p>

(経過措置の規定により、平成23年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業科目及び単位数並びに履修方法について、なお従前の例によつた指定保育士養成施設においては、平成23年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者)に係る別紙の「第1表 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況」については、なお従前の例によるものとしたところ。

今般、平成25年8月8日の一部改正により、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施することから、「第4表 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況」を定めたので、ご留意いただきたい。

ついで、管下の指定保育士養成施設に対しこの旨を通知するとともに、所定の提出期限(前年度分を当該年度の6月末日まで)を遵守するよう周知されたい。

また、「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」(平成14年3月29日雇保発0329031号)は、廃止する。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別紙)

第 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

所在地
指定保育士養成施設の長 印

(経過措置の規定により、平成23年度に当該指定保育士養成施設に入所した者の修業科目及び単位数並びに履修方法について、なお従前の例によつた指定保育士養成施設においては、平成23年3月31日以前に指定保育士養成施設に入所していた者)に係る別紙の「第1表 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況」については、なお従前の例によるものとしたところ。

今般、平成25年8月8日の一部改正により、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を実施することから、「第4表 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況」を定めたので、ご留意いただきたい。

ついで、管下の指定保育士養成施設に対しこの旨を通知するとともに、所定の提出期限(前年度分を当該年度の6月末日まで)を遵守するよう周知されたい。

また、「指定保育士養成施設の各年度における業務報告について」(平成14年3月29日雇保発0329031号)は、廃止する。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

(別紙)

第 号
年 月 日

〇〇厚生(支)局長 殿

所在地
指定保育士養成施設の長 印

平成 年度分指定保育士養成施設業務報告書

児童福祉法施行令第5条第5項の規定により、平成 年度分に係る指定保育士養成施設業務報告書を別紙のとおり提出いたします。

添付書類

- (1) 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況 (第1表)
- (2) 新学年度における職員の状況 (第2表)
- (3) 前学年度卒業者数及び新学年度における学生の状況 (第3表)
- (4) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例における特例教科目の実施状況 (第4表)
- (5) 前年度における収支決算の細目 (第5表)

第1及び2表 (略)

第3表 前学年度卒業者数及び新学年度における学生の状況

- (1) (略)
- (2) 保育士資格取得者の就職状況

平成 年度分指定保育士養成施設業務報告書

児童福祉法施行令第5条第5項の規定により、平成 年度分に係る指定保育士養成施設業務報告書を別紙のとおり提出いたします。

添付書類

- (1) 前学年度卒業者の教授科目別時間数及び実習の実施状況 (第1表)
- (2) 新学年度における職員の状況 (第2表)
- (3) 前学年度卒業者数及び新学年度における学生の状況 (第3表)
- (4) 前年度における収支決算の細目 (第4表)

第1及び2表 (略)

第3表 前学年度卒業者数及び新学年度における学生の状況

- (1) (略)
- (2) 保育士資格取得者の就職状況

区 分	男 子	女 子	計
保育所及び幼保連携型認定こども園	名	名	名
地域型保育事業	名	名	名
保育所及び幼保連携型認定こども園以外の児童福祉施設	名	名	名
児童福祉事業	名	名	名
知的障害者援護施設	名	名	名
身体障害者援護施設	名	名	名
老人福祉施設	名	名	名
幼稚園	名	名	名
その他	名	名	名
計 (=①+②)	名	名	名

(注) 本表は「(1) 前学年度卒業者」のうち保育士資格取得者(①+②)を対象とし、次の就職先の区分(ア~ク)の合計と一致するよう、合計欄と合わせ記載すること。

ア 保育所及び幼保連携型認定こども園 … 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 地域型保育事業 …… 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5

区 分	男 子	女 子	計
保育所	名	名	名
保育所以外の児童福祉施設	名	名	名
児童福祉事業	名	名	名
知的障害者援護施設	名	名	名
身体障害者援護施設	名	名	名
老人福祉施設	名	名	名
幼稚園	名	名	名
その他	名	名	名
計 (=①+②)	名	名	名

(注) 本表は「(1) 前学年度卒業者」のうち保育士資格取得者(①+②)を対象とし、次の就職先の区分(ア~キ)の合計と一致するよう、合計欄と合わせ記載すること。

ア 保育所 …… 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所

イ 保育所以外の児童福祉施設 …… ア以外の児童福祉施設および児童福祉法第12条の4に規定する児

<p>ウ 保育所及び幼保連携型認定こども園 以外の児童福祉施設</p>	<p>項に規定する地域型保育事業 ア以外の児童福祉施設および児 童福祉法第12条の4に規定す る児童の一時保護施設</p>	<p>ウ 児童福祉事業</p>	<p>童の一時保護施設 ア、イ以外の施設における児童福 祉事業及び児童関連事業（事業所 内保育施設等、認可外保育施設）</p>
<p>エ 児童福祉事業</p>	<p>アからウ以外の施設における児 童福祉事業及び児童関連事業 （事業所内保育施設及び 認可外保育施設を含む）</p>	<p>エ 知的障害者援護施設</p>	<p>知的障害者福祉法（昭和35年法 律第37号）に基づく施設</p>
<p>オ 知的障害者援護施設</p>	<p>知的障害者福祉法（昭和35年 法律第37号）に基づく施設</p>	<p>オ 身体障害者援護施設</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律 283号）に基づく施設</p>
<p>カ 身体障害者援護施設</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年 法律283号）に基づく施設</p>	<p>カ 老人福祉施設</p>	<p>老人福祉法（昭和38年法律133 号）に基づく施設</p>
<p>キ 老人福祉施設</p>	<p>老人福祉法（昭和38年法律1 33号）に基づく施設</p>	<p>キ 幼稚園</p>	<p>学校教育法（昭和22年法律第26 号）に基づく幼稚園</p>
<p>ク 幼稚園</p>	<p>学校教育法（昭和22年法律第 26号）に基づく幼稚園</p>		
<p>第4表及び第5表（略）</p>		<p>第4表及び第5表（略）</p>	